

5 墨福介第 3 1 8 7 号
令和 6 年 3 月 2 9 日

居宅介護支援事業所 管理者 様
介護予防支援事業所 管理者 様
(介護予防)地域密着型サービス事業所 管理者 様
介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所 管理者 様

墨田区福祉保健部
介護保険課長 北野 亘

令和 6 年度介護報酬改定による運営規程の変更に伴う届出の
取扱いについて (通知)

日頃から本区の介護保険事業に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年度介護報酬改定により利用者負担額・運営基準等が変更されることに伴い、介護事業所において、運営規程を変更する場合は、下記の内容をご確認いただき適切な御対応をお願いいたします。

記

1 変更届について

令和 6 年度介護報酬改定に係る利用者負担額に関する事項、運営基準等の変更に対応するために運営規程を変更した場合は、本区への届出の必要はありません。

2 留意事項

事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、書面掲示 (備え付けでも可) に加え、ウェブサイト (法人のホームページ等又は情報公表システム上) に掲載・公表が必要となります。(令和 7 年度から義務付け)

3 担当

墨田区介護保険課給付・事業者担当

5 6 0 8 - 6 5 4 4